

○大雪消防組合火災調査規程

〔令和7年2月28日〕
訓 令 第 2 号

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 調査業務体制（第6条～第8条）
- 第3章 調査業務処理の基本（第9条～第14条）
- 第4章 調査業務の執行（第15条～第32条）
- 第5章 調査結果の報告等（第33条～第41条）
- 第6章 雑則（第42条～第44条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第7章の規定に基づく火災の調査（以下「調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（火災の定義）

第2条 火災とは、人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であつて、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

（調査の目的）

第3条 調査は、火災の原因及び損害の程度を明らかにして、火災予防対策及び警防対策に必要な資料を得ることを目的とする。

（調査の限界）

第4条 調査は、関係のある者の人権を尊重し、法に定める事項に限り行うものとし、法令に特別の定めがある場合のほか、調査上不必要な犯罪の捜査に関与し、又は民事事件に介入してはならない。

（調査の区分及び範囲）

第5条 調査の区分は、火災原因調査及び火災損害調査とし、その範囲は次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 火災原因調査

- ア 出火原因 火災の発生、経過及び出火箇所
- イ 発見、通報及び初期消火状況 発見、通報及び初期消火の一連の行動経過
- ウ 延焼状況 火災の延焼経路及び延焼拡大要因等
- エ 避難状況 避難経路及び避難上の支障要因等
- オ 消防用設備等及び特殊消防用設備等の状況 消防の用に供する設備、特殊消防用設備等及び消防用水並びに消火活動上必要な施設の使用及び作動等の状況

（2） 火災損害調査

- ア 焼き損害

イ 消火損害

ウ 爆発損害

エ 火災による死傷者

第2章 調査業務体制

（調査責任）

第6条 消防長及び消防署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内の火災調査の責任を有する。

（調査体制）

第7条 消防長及び署長は、調査に従事する職員（以下「調査員」という。）を確保しておくとともに、調査用資機材を整備し、調査体制を確立しておかなければならない。

2 署長は、調査に関する研究を行うとともに、職員に対して調査にかかわる知識及び技術を教養し、調査技術の向上に努めなければならない。

3 署長は、必要があると認めるときは、調査員以外の職員を調査に協力させることができる。

4 消防本部警防課に置く調査員は、署長から派遣要請があったとき、又は消防長が必要と認めたときは、管轄全域の調査に従事するものとする。

（調査本部）

第8条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する火災で、調査を迅速かつ的確に実施する必要があると認めるときは、消防本部に調査本部を設置する。

（1） 死者及び負傷者が多数発生し、社会的影響が大なるもの

（2） 特殊な原因によるもの又は特異な態様の火災で社会的影響が大なるもの

2 消防長は、調査本部の目的が達成されたと認めるときは、これを解散するものとする。

3 調査本部の組織、編成等に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 調査業務処理の基本

（火災件数の取扱い）

第9条 1件の火災とは、一つの出火点から拡大したもので、出火に始まり鎮火するまでをいう。

（火災種別）

第10条 火災の種別を、次のとおり区分する。

（1） 建物火災 建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

（2） 林野火災 森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

（3） 車両火災 自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

（4） 船舶火災 船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

（5） 航空機火災 航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

（6） その他の火災 前各号に掲げるもの以外の火災をいう。

2 前項に規定する火災が複合する場合の火災種別は、次条に定める火災損害の大なるものによる。ただし、その態様により火災損害の大なるものの種別によることが社会通念上適当でないと認められるときは、この限りでない。

（火災損害の区分）

第11条 火災損害を、次のとおり区分する。

- （1） 焼き損害 火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいう。
- （2） 消火損害 消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいう。
- （3） 爆発損害 前2号に掲げるもののほか、爆発現象の破壊作用により受けた損害をいう。

（焼損程度）

第12条 建物火災の焼損程度は、1棟ごとに次のとおり区分する。

- （1） 全焼 建物の焼き損害額が、火災前の建物の評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
- （2） 半焼 建物の焼き損害額が、火災前の建物の評価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいう。
- （3） 部分焼 建物の焼き損害額が、火災前の建物の評価額の20パーセント未満のものでぼやに該当しないものをいう。
- （4） ぼや 建物の焼き損害額が、火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が、火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のもの又は収容物のみ焼損したものをいう。

（り災程度）

第13条 り災程度は、1世帯ごとに次のとおり区分する。

- （1） 全損 建物（その収容物を含む。以下この条について同じ。）の火災損害額が、り災前の建物の評価額の70パーセント以上のものをいう。
- （2） 半損 建物の火災損害額が、り災前の建物の評価額の20パーセント以上で、全損に該当しないものをいう。
- （3） 小損 建物の火災損害額が、り災前の建物の評価額の20パーセント未満のものをいう。

（出火原因）

第14条 出火原因は、発火源、経過及び着火物に区分し、それぞれ火災報告取扱要領（平成6年消防災第100号。以下同じ。）別表第3に定めるところによる。

第4章 調査業務の執行

（調査の原則）

第15条 調査は、事実の確認を主眼とし、先入観念にとらわれることなく、科学的方法及び合理的判断により、事実を立証するよう努めなければならない。

（調査員の心得）

第16条 調査員は、火災の現象、関係法規その他調査に必要な知識の習得を図り、調査技術の研究に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 個人の自由及び権利を不当に侵害したり、調査上知り得た秘密を、みだりに他に漏らさないこと。
- （2） 警察その他の関係機関と連携を図り、相互に協力して調査を進めること。
- （3） 調査員相互の連絡を図り、円滑に調査業務を遂行すること。

（現場立会人）

第17条 火災現場における調査は、関係者を現場立会人として実施しなければならない。

ただし、特別な事情により関係者が不在でやむを得ない場合は、警察官又は関係者の近親者等を立会人とすることができる。

2 現場立会人は、見分しようとする場所又は物件に直接関係のある者を優先しなければならない。

3 調査現場において調査のため必要がある場合は、関係者の了承を得て、当該火災に関する物件の製造者等を立会人とすることができる。

4 前各項により現場の立会いを求めた場合は、立会人の安全管理及び立会人に対する言動等に配慮しなければならない。

（少年等に対する留意事項）

第18条 少年（18歳未満の者をいう。以下同じ）、心身喪失若しくは心身耗弱の状態にある者又はこれらに準ずる者（以下「少年等」という。）が関係する調査は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

（1） 質問は、保護者等の立会人を置いて行うこと。

（2） 少年等の心情を考慮し、十分な理解をもって質問にあたること。

（3） 少年等は実況見分の立会人にしないこと。ただし、年齢、心情その他の事情を考慮して支障がないと認められ、かつ保護者の立会いが得られるときはこの限りでない。

（調査の着手）

第19条 署長は、管轄区域内に火災を覚知したときは、直ちに調査に着手しなければならない。

（火災出場時の見分状況の把握）

第20条 火災に出場した消防吏員は、出動途上、火災現場到着時及び防御中の消防活動を通じて火災の状況の見分に努めなければならない。

2 火災に出場した消防吏員は、前項に規定する見分を行ったときは火災出動時における見分調査書（別記様式第1号）により、作成するものとする。

（現場の保存）

第21条 火災に出場した消防吏員は、消防活動をするにあたり、事後の調査の支障にならないよう現場保存に努めなければならない。

（1） 消防活動に伴う物品の移動又は建物等の破壊は、必要最小限度にとどめるとともに、現場の写真を撮影し、その記録に努めること。

（2） 現場保存区域は、必要最小限にとどめ、ロープ等によりその範囲を明確にすること。
なお、現場保存区域の確保にあたっては、警察機関と連携して行うものとする。

（3） 現場保存区域への関係者等の立入りには、十分配慮すること。

（実況見分）

第22条 調査員は、火災現場その他関係のある場所及び物件について詳細に実況見分を行い、調査資料の発見及び収集に努めなければならない。

2 実況見分は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

（1） 関係者に説明を求め、当時の状況を明らかにして行うものとする。

（2） 出火箇所と認められる場所周辺については、発掘を行うとともに、立会人の申述等に基づき復元を行うこと。

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

- (3) 実況見分の内容を明らかにするため、写真を撮影し、焼き図等の図面を作成しておくこと。

（鑑識）

第23条 調査員は、火災の原因である疑いがあると認められる電気用品、燃焼機器、自動車、その他の製品（次項において「製品」という。）について、内部の状況の詳細な見分（以下「鑑識」という。）を行うものとする。ただし、捜査上の支障となる場合その他のやむを得ない場合については、この限りではない。

- 2 鑑識終了後は、製品を所有者等に返却するものとする。ただし、所有者等が返却を求めないときは、この限りでない。

（実況見分及び鑑識の記録）

第24条 第22条第1項に定める実況見分の結果及び第23条第1項に定める鑑識の結果は、実況（鑑識）見分調査書（別記様式第2号）に記載しなければならない。ただし、り災程度が小規模で出火箇所及び出火原因が明らかなものについては、この限りでない。

（質問）

第25条 調査員は、関係者に対して調査上必要な事項を質問するものとし、火災状況の把握に努めなければならない。

- 2 前項の質問は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 質問を行う場所、時期等を考慮して、任意で申述を得るようにすること。
- (2) 個人の秘密に関する質問は、第三者が不在の場所で行うこと。
- (3) みだりに申述を誘導しないこと。
- (4) 伝聞による申述で調査上必要なものは、その事実を直接経験した者の申述を得ること。

（質問の録取）

第26条 調査員は、前条第1項により知り得た事実で、調査上必要があると認めるものは、質問調査書（別記様式第3号）に録取しておかなければならない。

- 2 前項の規定により作成した質問調査書のうち、調査員が特に必要があると認めるものは、その内容を被質問者に閲覧又は読み聞かせ、誤りのないことを確認し、署名を求めるものとする。

（調査終了時の措置）

第27条 調査員は、火災現場における調査を終了したときは、関係者に対し、焼損状況及び関係者の申述等に基づき、客観的に確認した状況を説明するとともに、次に掲げる事項について通知するものとする。

- (1) 再出火防止に関すること。
- (2) 通行人等に対する危険防止に関すること。

（被疑者に対する質問等）

第28条 署長は、法第35条の2に基づき、被疑者に対する質問又は証拠物件の調査を行うおうとするときは、質問・証拠物件調査要請書（別記様式第4号）により所轄警察署長に要請するものとする。

（報告の徴収、資料提出命令等）

第29条 署長は、法第31条又は法第33条の規定による調査をするために必要があると

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

認めるときは、法第32条第1項の火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し若しくは輸入した者（以下「製造者等」という。）又は関係者に必要な資料の提出及び報告を求めるものとする。

2 署長は、前項の規定による資料の確保が困難であると認めるときは、法第32条第1項又は法第34条第1項の規定に基づき、製造者等又は関係者に対して火災調査資料提出命令書（別記様式第5号）により資料の提出を命ずるものとする。

3 署長は、関係者等から資料を提出させるときは、火災調査資料提出書（別記様式第6号）に資料を添えて提出させるものとする。

（資料の保管、処分又は返還）

第30条 署長は、前条により資料の提出があったときは、提出者に対し別に定める火災調査資料受領書（別記様式第7号）を交付し、所有権を明確にしておかなければならない。

2 提出された資料には、保管票（別記様式第8号）を付し、保管品記録簿（別記様式第9号）に記載して、これを保管しておくものとする。

3 提出された資料の処分又は返還は、保管記録簿により処理するものとする。

（鑑定）

第31条 署長は、調査に必要があると認めるときは、火災調査鑑定依頼書（別記様式第10号）により公的機関に鑑定を依頼することができる。

（照会）

第32条 署長は、法第32条第2項の規定に基づき、関係のある官公署に対し調査のため必要な事項の通報を求めるときは火災調査関係事項照会書（別記様式第11号）により行うものとする。

第5章 調査結果の報告等

（即時報告）

第33条 署長は、火災が発生したときは、その事実を適正に把握し速やかに即時報告書（別記様式第12号）により消防長に報告するものとする。

（出火時刻の決定）

第34条 出火時刻は、火災の発見、通報状況、覚知時刻、消防対象物の構造及び実況見分に基づく火災状況等を総合的に検討し、決定しなければならない。

（出火原因の判定）

第35条 火災原因は、実況見分及び鑑識によって得られた物的証拠を主体として、これに関係者の申述その他の関係資料に基づき検討を加え、判定するものとする。

2 調査員は、出火原因判定のてん末を火災調査書（別記様式第13号）又は火災原因判定書（別記様式第14号）に記録するものとする。

（防火管理等調査）

第36条 防火管理や防火区画など、消防関係法令や他法令において防火規程が適用されている建築物等で、消防行政上の問題点について明らかにして記録する必要がある火災については、既存の防火対象物台帳や予防担当者が作成している資料等を添付するものとする。

2 前項の資料等については、次に掲げる書類とする。

（1） 防火対象物台帳

（2） 立入検査に関する書類

- (3) 消防用設備等に関する書類
- (4) その他防火管理等に関する書類
(損害調査)

第37条 調査員は、火災によるり災物件を詳細に調査して損害額を算定するものとし、必要があると認めるときは、関係者に対し、り災届出書（別記様式第15号）を求めるものとする。

- 2 前項により損害の届出がされた場合は、届出内容を精査するとともに届出者に対する質問などにより、り災程度及び損害見積額を明らかにし、損害調査書（別記様式第16号）及びり災者別損害調査書（別記様式第17号）を作成するものとする。

(損害算定)

第38条 り災物件の焼損程度及び損害額の算定は、火災報告取扱要領の定めるところにより損害額算出明細書（別記様式第18号）により算出するものとする。なお、これによりがたい場合は相応する計算資料を添付するものとする。

- 2 り災内容物の損害額は、前条第1項に規定する、り災届出書（別記様式第15号）により算定する。

(死傷者の報告)

第39条 署長は、火災又は消火において死傷者が発生した場合は、その状況を調査し、死傷者の調査書（別記様式第19号）により消防長に報告するものとする。

(調査書類の報告)

第40条 署長は、調査を完了したときには、速やかに調査結果を消防長に報告しなければならない。ただし、調査が長期にわたるとき、又は特に必要があると認めるときは、調査の継続中においても適時その経過を報告するものとする。

(調査書類)

第41条 調査結果の報告は、次に掲げる書類により行うものとする。ただし、大雪消防組合火災調査書要綱に基づき必要がないと認める場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 基本的な火災調査書を構成する様式

- ア 火災調査書（別記様式第13号）
- イ 火災原因判定書（別記様式第14号）
- ウ 火災出動時における見分調査書（別記様式第1号）
- エ 実況（鑑識）見分調査書（別記様式第2号）
- オ 質問調査書（別記様式第3号）
- カ り災届出書（別記様式第15号）
- キ 損害調査書（別記様式第16号）
- ク 損害額算出明細書（別記様式第18号）
- ケ その他火災原因の判定、損害額の算定の根拠となった資料等

- (2) 必要に応じて追加する様式

- ア り災者別損害調査書（別記様式第17号）
- イ 死傷者の調査書（別記様式第19号）
- ウ 火災調査事項照会書に対する回答書
- エ 鑑定書

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

第6章 雑則

（り災証明）

第42条 署長は、火災等の損害による被害を受けた者から、り災に関する証明（以下「り災証明」という。）の申請があつたときは、これを証明するものとする。

2 り災証明は、り災証明申請書（別記様式第20号）の提出に基づき、り災証明交付処理簿（別記様式第21号）により、り災証明書（別記様式第22号）を交付するものとする。

3 り災の証明は、消防吏員がり災の事実を確認した場合に行うものとする。

（参考人としての出頭等）

第43条 調査員は、捜査機関から参考人として出頭を要請され、又は裁判所から証人等として呼び出し等を受けたときは、消防長の承認を得なければならない。この場合において、証言等を行ったときは、その概要について消防長に報告するものとする。

（委任）

第44条 この規程に定めるもののほか、火災調査に関する必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年4月1日において、その前日までの大雪消防組合火災調査規程（平成12年訓令第4号）の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

別記様式第 1 号（第 2 0 条関係）

火災番号 ー

火災出動時における見分調査書

標記の火災について、 ー として出動し、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

発生場所	上川郡
覚知時刻	年 月 日 時 分

別記様式第 2 号（第 2 4 条関係）

火災番号 ー

実況（鑑識）見分調査書（第 回）	
標記の火災について、関係者の承諾を得て、次のとおり見分した。	
年 月 日	
所 属 階級・氏名	
見 分 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
場 所 及 び 物 件	
立 住 所 会 業・氏名・年齢 人 電 話 番 号	年 月 日生（ 歳） （ ） ー

別記様式第3号（第26条関係）

火災番号 ー

質 問 調 査 書 （ 第 ー 回 ）

標記の火災について、下記の者に質問したところ、任意に次のとおり申述した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

発 生 場 所					
覚 知 時 刻	年	月	日	時	分
被 質 問 者	住 所				
	職業・氏名・年齢 電話番号	年	月	日	生（ 歳） （ ） ー
質問実施日時	年	月	日	時 分から	時 分まで
質 問 場 所					
質 問 方 法	☐ 立会い ☐ 電話 ☐ メール ☐ その他（ ）				

別記様式第 4 号（第 2 8 条関係）

第 号
年 月 日

旭川 警察署長 様

大雪消防組合

印

質 問 ・ 証 拠 物 件 調 査 要 請 書

年 月 日 時 分 覚知、上川郡 において
発生した火災の調査のため、（被疑者に対する質問・証拠物件の調査）を行いたいのので、消防法
第 3 5 条の 2 の規定に基づき、要請します。

別記様式第5号（第29条関係）

第 号
年 月 日

様

大雪消防組合



火 災 調 査 資 料 提 出 命 令 書

年 月 日 時 分 覚知、上川郡 で発生した
火災の調査のため必要があるので、消防法第34条第1項の規定に基づき、下記資料の提出を
命ずる。

1 提出を命ずる資料

2 提出期限

年 月 日まで

3 提出先

※ 教示

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に大雪消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日から起算して6ヶ月以内に大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は管理者となります。）を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6ヶ月以内に、大雪消防組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日）から起算し1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 6 号（第 29 条関係）

年 月 日

（宛先）大雪消防組合

住所
氏名

火 災 調 査 資 料 提 出 書

年 月 日 時 分 覚知、上川郡 で発生した
火災の調査資料として、下記の資料を提出します。物件については分解してもかまいません。
なお、調査終了後は、（返納・処分）してください。

1 提出資料名及び数量

別記様式第 7 号（第 3 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

大雪消防組合

印

火 災 調 査 資 料 受 領 書

年 月 日 時 分 覚知、上川郡

で発生した火災の調査のため、下記の資料を受領しましたので、
本書を交付します。調査終了後は、（返還・処分）します。

1 受領資料名及び数量

別記様式第 8 号（第 3 0 条関係）

保 管 票

火 災 番 号		
提出日時等		年 月 日
		第 号
提 出 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
返還の要否		要 ・ 否
取扱責任者		

別記様式第 9 号（第 3 0 条関係）

保 管 品 記 録 簿

番号	提 出 区 分		受領年月日 受 領 者	提 出 者 住 所・氏 名	提 出 資 料		火災 番号	取扱責任者	処理方法	受領者住所・氏名 (資料返還時)
					資 料 名	数量			処分・返還月日	
	任 意		年 月 日						処分・返還	
	命令	年 月 日 第 号							年 月 日	
	任 意		年 月 日						処分・返還	
	命令	年 月 日 第 号							年 月 日	
	任 意		年 月 日						処分・返還	
	命令	年 月 日 第 号							年 月 日	
	任 意		年 月 日						処分・返還	
	命令	年 月 日 第 号							年 月 日	
	任 意		年 月 日						処分・返還	
	命令	年 月 日 第 号							年 月 日	
	任 意		年 月 日						処分・返還	
	命令	年 月 日 第 号							年 月 日	
	任 意		年 月 日						処分・返還	
	命令	年 月 日 第 号							年 月 日	
	任 意		年 月 日						処分・返還	
	命令	年 月 日 第 号							年 月 日	
	任 意		年 月 日						処分・返還	
	命令	年 月 日 第 号							年 月 日	

第 8 編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第 1 0 号（第 3 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

大雪消防組合

印

火 災 調 査 鑑 定 依 頼 書

月 日 時 分 覚知、上川郡 において発生した
火災の調査のため必要があるので、下記資料の鑑定を依頼します。

別記様式第 1 1 号（第 3 2 条関係）

	第	号
	年	月
		日

様

大雪消防組合

印

火 災 調 査 関 係 事 項 照 会 書

火災の調査のため必要があるので、次の事項について消防法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、照会します。

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第12号（第33条関係）

即 時 報 告 書

火災種別						出動区分														
発生場所																				
関係者		氏 名				住 所														
		職 業				生年月日				電 話										
出火日時						覚 知 方 法														
覚知時刻	入電					対象物区分														
	指令					態 様														
放水開始						建築物	構 造				階数									
火勢鎮圧							建築面積				延べ面積									
鎮火時間						初期消火														
焼損程度	建築物			火 元		延 焼		合 計		林 野										
				焼 損 面 積				m ²												
				焼損表面積				m ²												
焼損棟数	合 計		火 元		延 焼		り災世帯		合 計		全 焼		半 損		小 損		人 員			
発 見 者	氏 名				住 所															
	職 業				生年月日				電 話											
通 報 者	氏 名				住 所															
	職 業				生年月日				電 話											
消 火 者	氏 名				住 所															
	職 業				生年月日				電 話											
死 者	氏 名				職 業				生じた理由											
	氏 名				職 業				生じた理由											
負 傷 者	氏 名				職 業				生じた理由											
	氏 名				職 業				生じた理由											
出火箇所						天 候			風 向			風 速			気 温			湿 度		
出動人員 及 出動車輛	出 動 人 員			発 災 地		応 援 (組合内)		応 援 (組合外)		出 動 車 輛			発 災 地		応 援 (組合内)		応 援 (組合外)			
				職員									放水有							
				団員									放水無							
				計									計		台		台			
出火原因 (推定を含む)																				
調査年月日：				年		月		日		記載者職氏名：										

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式13号（第35条関係）

（その1）

火 災 調 査 書

火災番号	—									
出火日時	年 月 日（ ） 時 分 頃									
火災種別	（ ）			焼損程度				爆 発		
覚知方法										
発生場所	住 所	上川郡						消防からの 距離(100m)	m	
	名 称									
	常 備 非 常 備				用途地域					
	防火地域			市街地			特 別 防災区域			
火 元 者	住 所							電 話		
	(事業所名)									
	職業・氏名	歳						火元者区分		
り災状況	全 焼	棟	焼損面積 (合計)	床面積	m ²	死 者		人		
	半 焼	棟		表面積	m ²	負 傷 者		人		
	部分焼	棟	り災世帯	世帯	人	(30日死者)		人		
	ぼ や	棟	損 害 額	千円						
出火箇所	出 火 階	地上	階	地下	階	出火箇所				
出火原因	出火原因									
	発 火 源									
	経 過									
	着 火 物									
初期消火状況	有・無			器具名						

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式 13 号 (第 35 条関係)

(その2)

り災状況 （詳細）	区 分		焼損棟数		焼損床面積		焼損表面積		区 分	り災世帯（り災人員）		
			火元	延焼	火元	延焼	火元	延焼		火 元	延 焼	
	全 焼								全 損	()	()	
	半 焼								半 損	()	()	
	部分焼								小 損	()	()	
	ぼ や											
損害内訳 （内訳）	建 物	建 物	千円		車両損害額		千円		航空機損害額		千円	
		収容物	千円		焼 損 数		台		焼 損 数		機	
	林野損害額		千円		船舶損害額		千円		その他の 損害額		千円	
	焼損面積		a		焼 損 数		隻					
（爆発損害）	爆発損害額		千円		損害棟数		棟		車両数等			
火元の状況	業 態				構 造				工事の状況			
	火元用途				階 数		地上 地下		区画延焼			
	対象物区分				建築面積		㎡		少量危険物等			
	出火室の用途				延べ面積		㎡		所有区分			
	防火管理者				消防計画				避難誘導			
	消火訓練				定期点検報告				防災物品			
	統括 防火管理											
(消防用 設備等)			設置状況 使用状況						設置状況 使用状況			
			設置状況 使用状況						設置状況 使用状況			
			設置状況 使用状況						設置状況 使用状況			
			設 置 状 況 作動の状況						設 置 状 況 作動の状況			
			設 置 状 況 作動の状況						設 置 状 況 作動の状況			
時間経過	覚 知	入電	年 月 日 時 分				活動状況	放水台数 (出動台数)	常備	() 台		
		指令	年 月 日 時 分						団	() 台		
	放 水 開 始	常	年 月 日 時 分					使用水利	常備			
		団	年 月 日 時 分						団			
	火勢鎮圧		年 月 日 時 分					延べ人員 (組合応援)	常備	() 人		
	鎮 火		年 月 日 時 分						団	() 人		
気 象	天 気				風 向					風 速		m/s
	温 度		℃	湿 度		%	積 雪		cm	火災警報		
報 告 書 作 成 者	所 属		消防署				階級・氏名					
※処理欄	処理区分		号		決裁年月日		年 月 日		保存年限		年	

別記様式第13号（第35条関係）

（その3）

火災番号 ー

火災の概要	
発見状況	
通報状況	
初期消火状況	

別記様式第13号（第35条関係）

（その4）

火災番号 ー

原因判定理由	
特記事項	

別記様式第 1 4 号（第 3 5 条関係）

火災番号 ー

火 災 原 因 判 定 書

標記の火災について、次のとおり判定した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

発生場所	
出火時刻	年 月 日 時 分頃

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第15号の1 (第37条関係) (表)

り 災 届 出 書

年 月 日の火災において下記のと通りの損害がありましたので提出いたします。

年 月 日

消防署長 様

届出人 住 所

氏 名

電話

り災建築物

所 有 者	住 所			職 業		氏 名	
建 築 年 月 日	用 途	壁体及び屋根の構造		階 層	建築面積㎡	延 面 積 ㎡	建 築 価 額
建築物の 火災保険	会 社 名 掛 金		被 災 物 件		契 約 年 月 日		契 約 金

り 災時の家族構成

災害被害状況調査票						
続柄	氏名	年齢	勤務先の住所及び所在			
り災世帯主						
所有者のり災内容物火災保険	会社名	掛金	被災物件	契約年月日	契約金	

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

(裏)

[illegible]

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第15号の2（第37条関係）

車両・船舶・航空機り災届出書

年 月 日の火災において下記のと通りの損害がありましたので提出いたします。

年 月 日
消防署長 様

届出人 住所
氏 名
電 話

1	り災年月日	年 月 日		り災物件と申請者との関係	所有者・管理者・占有者
	り災場所				
2 車 両	運転者氏名		購入年月日		
	用途別		購入金額		
	車両番号		年 式		
	焼けた箇所	消火のため濡れた、汚れた、壊れた箇所			その他
3 船 ・ 航空機	船長・機長名		船名・機名		
	用途・機種		就航年月		
	トン数・最大離陸重量		購入金額		
	焼けた箇所	消火のため濡れた、汚れた、壊れた箇所			その他
4 積 載 物	焼けた箇所	消火のため濡れた、汚れた、壊れた箇所			その他
	り災物件との関係	所有者・管理者氏名			
5	火災保険契約会社名		保険金額		

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第16号（第37条関係）

損 害 調 査 書 表記の火災について、次のとおり調査した。 年 月 日 所 属 階級・氏名 ⑩								
出 火 場 所		上川郡 町						
出 火 日 時		年 月 日 時 分 頃						
り 災 順 位		1 ()	2 ()	3 () 計				
責 任 者 氏 名 (区 分)		(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)				
所 在 番 地								
構 造 / 階 数		/	/	/				
用 途								
建 築 面 積 (m ²)								
延 面 積 (m ²)								
災 害 状 況	り 災 損 面 積	(1)	焼 損 面 積 (床 面 積)	階				
			焼 損 面 積 (床 面 積)	階				
			焼 損 面 積 (床 面 積)	階				
			焼 損 面 積 (床 面 積)	階				
		計						
	(2) 前(1)以外の損害							
	建 物 の り 災 程 度							
	り 災 世 帯 (人 員)							
	死 傷 者							
	損 害 額	建 物	焼	き				
消			火					
爆			発					
計								
収 容 物		焼	き					
		消	火					
		爆	発					
		計						
建 物 ・ 収 容 物 以 外								
合 計								
火 災 保 険								

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第17号（第23条関係）

り災者別損害調査書

り 災 場 所		上川郡				
り 災 年 月 日		年 月 日 時 分 頃				
職 業	建 物 また は 収 容 品 り 災 者 住 所 ・ 氏 名	世 帯 数	人 員	建 物 また は 収 容 品、 り 災 程 度	見 積 損 害 額	火 災 保 険 名 契 約 金 額 証 明 発 行 欄

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第18号の1（第38条関係）

損害額算出明細書（木造）

（経過年数及び建築時単価が判明している場合）

氏 名（対象名）		所 在 地			
構造・階数・延べ面積		造・階建て・延べ		m ²	用 途
建 築 時（面 積 m ² ）					
建 築 年 月	年 月	建 築 時 価 格	円	建 築 時 単 価	円
経 過 年 数	年	残 存 率		建築時建築費指数	
り災時建築費指数		焼 損 床 面 積	m ²	焼 損 表 面 積	m ²
増 築 時（面 積 m ² ）					
増 築 年 月	年 月	増 築 時 価 格	円	増 築 時 単 価	円
経 過 年 数	年	残 存 率		増築時建築費指数	
り災時建築費指数		焼 損 床 面 積	m ²	焼 損 表 面 積	m ²

計算1

1式 建築時単価 × $\frac{\text{り災時の建築費指数} \text{ }}{\text{建築時の建築費指数} \text{ }}$ = 再建築費単価 円

2式 建築時単価 × $\frac{893 \text{ (昭和42年9月期の木造建築費指数)}}{\text{建築時の建築費指数} \text{ }}$ = 3.3 m²当たり評点数 点

3式 再建築時単価 × 定額法による残存率 × 1.0 = 時価単価 円
(100 円未満切り捨て)

4式 時価単価 × $\frac{\text{焼損床面積} \text{ m²}}{3.3 \text{ m²}}$ = 建物損害額 円
≒ 円 (1000 円未満四捨五入)

計算2（増築されている場合）

1式 増築時単価 × $\frac{\text{り災時の建築費指数} \text{ }}{\text{増築時の建築費指数} \text{ }}$ = 再建築費単価 円

2式 増築時単価 × $\frac{893 \text{ (昭和42年9月期の木造建築費指数)}}{\text{増築時の建築費指数} \text{ }}$ = 3.3 m²当たり評点数 点

3式 再建築時単価 × 定額法による残存率 × 1.0 = 時価単価 円
(100 円未満切り捨て)

4式 時価単価 × $\frac{\text{焼損床面積} \text{ m²}}{3.3 \text{ m²}}$ = 建物損害額 円
≒ 円 (1000 円未満四捨五入)
既存部分 + 増築部分 = 建物損害額 千円

計算3（焼損表面積の場合）

区分 部分別	A 部分別構成比率 ()内はホール式の建物	B 時価単価 (円)	C 3.3 m ² 当たり 損害額 (円)	D $\frac{\text{焼損表面積}}{3.3 \text{ m}^2}$	E 損害額 (円)
屋 根	0.10 (0.13)				
小 屋 組	0.11 (0.14)				
基 礎	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外 壁	0.08 (0.09)				
内 壁	0.10 (0.08)				
天 井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造 作	0.06 (0.07)				
建 具	0.10 (0.07)				
その他の工事	0.04 (0.04)				
建 築 設 備	0.13 (0.08)				
計	A×B=C		C×D=E		

≒ 千円
(1,000 円未満四捨五入)

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第18号の2（第38条関係）

損害額算出明細書（木造）

〈建築時単価が不明の場合〉

氏 名（対象名）			所 在 地		
構造・階数・延べ面積	造・階建て・延べ		m ²	用 途	
建 築 年 月	年 月	経 過 年 数	年	残 存 率	
建築時建築費指数		り災時建築費指数		焼 損 床 面 積	m ²
焼 損 表 面 積	m ²				

計算1

部 分 別	構 造	別 評 点 数
屋 根		
基 礎		
外 壁		
柱		
造 作		
内 壁		
天 井		
床		
建 具		
その他の工事		
計		

- 1 式 評点数合計 + (評点数合計 × 0.15) = 3.3 m²当たり評点数 点
- 2 式 3.3 m²当たり評点数 × $\frac{\text{り災時の建築費指数 } \text{}}{893 \text{ (昭和42年9月期の木造建築費指数)}}$ = 再建築費単価 円
- 3 式 再建築費単価 × 定額法による残存率 × 1.0 = 時価単価 円
(100 円未満切り捨て)
- 4 式 時価単価 × $\frac{\text{焼損床面積 } \text{ m}^2}{3.3 \text{ m}^2}$ = 建物損害額 円
≒ 円 (1000 円未満四捨五入)

計算2（焼損表面積の場合）

区分 部分別	A 部分別構成比率 ()内はホル式の建物	B 時価単価 (円)	C 3.3 m ² 当たり 損害額 (円)	D $\frac{\text{焼損表面積}}{3.3 \text{ m}^2}$	E 損害額 (円)
屋 根	0.10 (0.13)				
小 屋 組	0.11 (0.14)				
基 礎	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外 壁	0.08 (0.09)				
内 壁	0.10 (0.08)				
天 井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造 作	0.06 (0.07)				
建 具	0.10 (0.07)				
その他の工事	0.04 (0.04)				
建 築 設 備	0.13 (0.08)				
計	A×B=C		C×D=E		

≒ 千円
(1,000 円未満四捨五入)

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第18号の3（第38条関係）

損害額算出明細書（木造）

（経過年数及び建築時単価が不明な場合又は改築並びに修繕の場合）

氏 名（対象名）			所 在 地		
構造・階数・延べ面積	造・階建て・延べ		m ²	用 途	
建 築 年 月	年 月	経 過 年 数	年	残 存 率	
建築時建築費指数		り災時建築費指数		焼 損 床 面 積	m ²
焼 損 表 面 積	m ²				

計算1

部 分 別	構 造	別 評 点 数
屋 根		
基 礎		
外 壁		
柱		
造 作		
内 壁		
天 井		
床		
建 具		
その他の工事		
計		

- 1 式 評点数合計 + (評点数合計 × 0.15) = 3.3 m²当たり評点数 点
- 2 式 3.3 m²当たり評点数 × $\frac{\text{り災時の建築費指数 } \text{}}{893 \text{ (昭和42年9月期の木造建築費指数)}}$ = 再建築費単価 円
- 3 式 再建築費単価 × 消耗度による残存率 × 1.0 = 時価単価 円
(100 円未満切り捨て)
- 4 式 時価単価 × $\frac{\text{焼損床面積 } \text{ m}^2}{3.3 \text{ m}^2}$ = 建物損害額 円
≒ 円 (1000 円未満四捨五入)

計算2（焼損表面積の場合）

区分 部分別	A 部分別構成比率 ()内はホル式の建物	B 時価単価 (円)	C 3.3 m ² 当たり 損害額 (円)	D $\frac{\text{焼損表面積}}{3.3 \text{ m}^2}$	E 損害額 (円)
屋 根	0.10 (0.13)				
小 屋 組	0.11 (0.14)				
基 礎	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外 壁	0.08 (0.09)				
内 壁	0.10 (0.08)				
天 井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造 作	0.06 (0.07)				
建 具	0.10 (0.07)				
その他の工事	0.04 (0.04)				
建 築 設 備	0.13 (0.08)				
計	A×B=C		C×D=E		

≒ 千円
(1,000 円未満四捨五入)

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第18号の4（第38条関係）

損害額算出明細書（耐火）

氏 名（対象名）			所 在 地		
構造・階数・延べ面積	造・階建て・延べ		m ²	用 途	
建 築 年 月	年 月	建 築 時 価 格	円	建 築 時 単 価	円
経 過 年 数	年	残 存 率		建築時建築費指数	
り災時建築費指数		焼 損 床 面 積	m ²	焼 損 表 面 積	m ²

計算1（躯体部が再使用可能な場合）

昭和44年11月26日消防総第429号「耐火建築物の損害算出基準について」の通達より部分算定

部 分 別	A 焼損表面積	B 単価(円)	C 価格(円)	部 分 別	A 焼損表面積	B 単価(円)	C 価格(円)
天 井 の 部				シャッターの部			
壁 体 の 部				昇降設備 の 部			
床 の 部				ハッケーシ ャーの部			
カラスの部							
計	A×B=C						

≒ 千円

(1,000円未満四捨五入)

1式 部分別損害査定合計 × $\frac{\text{り災時の建築費指数}}{\text{昭和42年9月期の建築費指数}}$ = 再建築費単価 円

2式 建築時単価 × $\frac{\text{昭和42年9月期の建築費指数}}{\text{建築時の建築費指数}}$ = 3.3㎡当たり評点数 点

3式 再建築費単価 × 定額法による残存率 = 建物損害額 円
≒ 円 (1000円未満四捨五入)

計算2（躯体部が再使用不可能の場合）

1式 部分別損害査定合計 × $\frac{\text{り災時の建築費指数}}{\text{昭和42年9月期の建築費指数}}$ = 再建築費単価 円

2式 建築時単価 × $\frac{\text{昭和42年9月期の建築費指数}}{\text{建築時の建築費指数}}$ = 3.3㎡当たり評点数 点

3式 再建築費単価 × 定額法による残存率 = 建物損害額 円 (100円未満切捨て)

4式 時価単価 × $\frac{\text{焼損面積}}{3.3 \text{ ㎡}}$ = 建物損害額 円
≒ 円 (1000円未満四捨五入)

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第19号（第39条関係）

死 傷 者 調 査 書

住 所 又 は 所 属			
氏 名		性 別	1 男性 2 女性
生 年 月 日		年 月 日（ 歳）	職 業
死 傷 状 況		1 死 亡 2 重 症 3 中等症 4 軽 症	
死 傷 者 区 分		1 消防職員 2 消防団員 3 消火協力者 4 応急消火義務者 5 その他の者（□自損・□その他）	
負 傷 者	避 難 方 法	1 自力避難（□施設・□器具・□その他） 2 消防隊による救助 3 避難の必要なし 4 その他	
	受 傷 原 因	1 火炎にあおられる・高熱の物質に接触 2 煙を吸う 3 飛散物・摩擦 4 放射熱 5 飛び降り 6 その他	
	受傷時の状況	1 消火中 2 避難中 3 就寝中 4 作業中 5 その他	
	30 日 死 者 区 分	1 該当 2 非該当	
死 者	出 火 者 区 分	1 本人 2 他人 3 不明	
	火元・類焼区分	1 火元 2 類焼 3 建物外	
	作業中の区分	1 仕事中 2 仕事外 3 在校中 4 在校外 5 その他	
	火気取扱区分	1 喫煙中 2 暖房器具取扱中 3 炊事中 4 その他 5 不明	
	死 因 区 分	1 一酸化炭素中毒・窒息 2 火傷 3 打撲・骨折等 4 その他 5 不明	
	起 床 区 分	1 就寝中 2 起床中 3 不明	
	飲 酒 区 分	1 飲酒（□有・□無） 2 泥酔（□有・□無） 3 不明	
	傷 病 等 区 分	1 傷病（□有・□無・□不明） 2 寝たきり（□有・□無・□不明） 3 身体不自由者（□有（ ）・□無・□不明）	
	発 生 経 過		
	出火時いた場所		
	死者発生場所		
出火時死者のいた建物等と 同一の建物等にいた者の数			

備考：この様式は、1死傷者ごとに別葉とする。

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第20号（第42条関係）

年 月 日			
大雪消防組合 消防署長 様			
申 請 者 住 所 職 業 氏 名 電 話			
り 災 証 明 申 請 書			
使 用 目 的 または提出先		必 要 枚 数	枚
申 請 者 と り 災 対 象 物 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（ ）		
り 災 年 月 日	年 月 日 時 分 頃		
り 災 場 所			
り 災 物 件 及 び り 災 状 況	1、建 物（ ）～焼損・水損・破損・汚損		
	2、建物の収容物（ ）～焼損・水損・破損・汚損		
	3、その他の物件（ ）～焼損・水損・破損・汚損		
り 災 の 原 因	1、火災 2、事故		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記様式第 2 2 号（第 4 2 条関係）

り 災 証 明 書	
り 災 年 月 日	年 月 日 時 分 頃
り 災 場 所	
り 災 物 件 及 び り 災 状 況	
第 号 上記のとおりであることを証明する。 年 月 日 大雪消防組合 消防署長 印	